

内部統制システム整備の基本方針

学校法人グロービス経営大学院（以下「本法人」という）は、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、以下の基本方針を定める。

1. 経営に関する管理体制

- （１） 理事会は、法令・寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- （２） 寄附行為並びに別途規程がある場合はその規定に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会及び評議員会の運営を行う。
- （３） 職務分掌・決裁権限を明確にし、理事、職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性・効率性を高める。
- （４） 理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、適切に作成、保存及び管理する。

2. リスク管理に関する体制

- （１） 「個人情報保護規程（プライバシーポリシー）」に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- （２） 事業活動に関するリスクについては、法令及び本法人の規程等に基づき、職務執行部署が自律的に管理することを基本とする。
- （３） 本法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、経営会議で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。

3. コンプライアンスに関する管理体制

- （１） 理事及び職員が法令並びに寄附行為及び本法人の規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、「コンプライアンスポリシー」を定める。
- （２） 本法人のすべての役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、不正防止等に関わる役職員への教育及び啓発活動を継続して実施、周知徹底を図る。
- （３） 法令・寄附行為違反等の行為が発見された場合には、経営会議において迅速に状況を把握して理事会に報告するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応する。

4. 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- (1) 監事は、「監事監査規程」に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- (2) 監事は、理事会、評議員会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- (3) 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議及び決定内容の適正性について監査を行う。
- (4) 監事の職務を補助するものとして、監事の求めに応じ、独立性を有する補助職員を配置する。
- (5) 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。

5. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改正するものとする。

以上